外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号ロ中「あてて」を「宛てて」に改め、同号ハ中「の規定」を「第一項第二号に掲げる方法」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同号ニ中「名あて人」を「名宛人」に、「事項を」を「事項を当該」に改め、同号リ中「第三十五号」を「第三十八号」に改め、イを削り、同項第三号ロ中「第八条の三の規定」を「第八条の三第一項第二号に掲げる方法」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同号ハ中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同条第二項中「顧客又は代表者等について、」を削り、「顧客又は代表者等から提示若しくは送付を受けた本人確認書類又は」に改め、「記載されている」を削り、「住所若しくは居所若しくは」を「現在の住所若しくは居所又は」に改め、「が現在のものでないとき又は当該顧客又は代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等（別表第一号ホに規定する旅券等をいう。第八条の二の二において同じ。）若しくはその写しに当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所」を削り、「次に掲げる書類（」を「当該記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、」に、「記載の」を「記載が」に改め、「当該書類の」を削り、「限る。）の下に「以下「補完書類」という。」を加え、「のいずれか」を削り、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「の規定」を「第一項第二号に掲げる方法」に改め、「できる。」の下に「この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロに規定する取引又は行為に係る文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に宛てて送付するものとする。」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「第一号に掲げるもののほか、」を削り、「同号に掲げる」を「本人確認書類のうち別表第一号及び第三号に定める」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「、法人である顧客について」を削り、「において、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該法人」を「においては、顧客」に、「前項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が銀行等が当該書類の提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか」を「当該顧客の代表者等から、当該顧客の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「当該送付を受けた書類」を「当該本人確認書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「の規定」を「第一項第二号に掲げる方法」に、「当該書類又はその写しの記載により当該顧客の営業所であると認められる場所にあてて、」を「当該場所に宛てて」に改め、同条第四項中「おいて、」を「おいては、」に、「第二項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか」を「当該自然人から、当該人格のない社団又は財団等を除く国等の主たる事務所等若しくは営業所若しくは当該自然人が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該人格のない社団又は財団等を除く国等若しくは当該自然人の本人確認書類若しくは補完書類」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「の規定」を「第一項第二号に掲げる方法」に、「当該書類又はその写しの記載により人格のない社団又は財団等を除く国等の所在地、主たる事務所等又は当該人格のない社団又は財団等を除く国等の営業所であると認められる場所にあてて、」を「当該場所に宛てて」に改め、同条第五項中「おいて」を「おいては」に、「次に掲げるいずれかの方法」を「次の各号に掲げる方法のいずれか」に改め、同項第一号中「役職員が」の下に「、当該」を加え、「こと。」を「方法（次号に規定する場合を除く。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該銀行等の役職員が、当該顧客又は代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該顧客又は代表者等の現在の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）

第八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該銀行等の役職員が、当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客の代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（当該顧客の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）若しくは補完書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付する場合に限る。）

第八条第六項を次のように改める。

6　銀行等は、本人確認に相当する確認（当該確認について本人確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客又は代表者等については、第十二条の四に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を本人確認記録として保存する方法により本人確認を行うことができる。

第八条の二第一号イ中「犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項の規定による本人確認に相当する確認」に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項の規定による本人確認記録」を「本人確認記録に相当する記録」に改め、同号ロ中「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十一条第一項に規定する本人確認済みの顧客等との取引」を「本人確認に相当する確認により当該本人確認済みの顧客等との間の行為に相当することとなる行為」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該預金口座の開設が第十二条の三第一号に掲げるものに該当するものであった場合の当該口座

第八条の二第二号中「銀行等又は資金移動業者が行う」を「前号に掲げるもののほか、銀行等又は資金移動業者が行う」に改め、「第二項各号」の下に「に掲げる場合」を加え、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十一条第一項各号に掲げる」を「本人確認に相当する確認によりこの場合に相当することとなる」に改める。

第八条の三第一号中「（次号ロに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）」を削り、同条第二号中「ハまで」を「ニまで」に、「応じて」を「応じ、それぞれ」に改め、「）を」の下に「文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ロに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて」を加え、同号ハ中「第八条第二項各号に掲げる書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に、「同項」を「第八条第二項」に、「若しくは代表者等」を「又は代表者等」に、「若しくは主たる」を「又は主たる」に改め、「又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所の確認を行つたとき」を削り、「確認に用いた書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に改め、同号に次のように加える。

ニ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第八条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引又は行為に関する文書を送付したとき又は同条第五項の規定により同項第三号に規定する場所に赴いて取引又は行為に関する文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

第八条の三に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。